

公益社団法人 日本小児科医会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本小児科医会（Japan Pediatric Association）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、小児の保健、医療及び福祉の充実、向上を図るための事業を行い、小児の心身の健全な発達に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 小児の保健、医療及び福祉に関する調査、研究の事業
- (2) 小児の保健、医療及び福祉の向上に関する学術集会及び研修等の事業
- (3) 小児の保健、医療及び福祉の向上に関する普及、啓発及び支援の事業
- (4) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外にて行うものとする。

(個人情報)

第5条 この法人は個人情報の適切な取り扱いに関する法令その他の規範を遵守する。個人情報保護に関する規則は別に定める。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 この法人の目的に特に貢献した正会員については、理事会の推薦に基づき、社員総会の議決を経て、名誉会員の称号を与える事ができる。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長（第28条第2項に定める会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、以下の基準により、理事会においてその可否を決定し、会長がその本人に通知するものとする。

(1) 正会員

この法人の趣旨に賛同し、会員として積極的な活動が期待できるものであって、次

の各号の一に該当する者。

①小児科医療に携わる医師

②小児科医療以外に携わる医師であって、この法人の活動に密接にかかわりをもつ研究や治療に従事している者

(2) 賛助会員

正会員以外であって、この法人の趣旨に賛同し、本会の事業を支援するために財政的支援その他本会の活動に大きく貢献することが期待できる者

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費については、その2分の1以上を公益目的事業のために充当するものとし、その配分については理事会において決定する。

4 会費免除者については別に定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 医師の名誉を傷つけ、又は倫理に背く行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることは出来ない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

### 第3章 代議員

(代議員)

第13条 この法人に代議員を置く。

(社員)

第14条 この法人は正会員の中から概ね100人に1人の割合をもって選出される代議員を

- もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。端数の取り扱いについては理事会で定める。
- 2 代議員を選出するため、都道府県の正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
  - 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
  - 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて予備の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  - 7 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
    - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
  - 8 第6項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。ただし、予備代議員は、第9条の規定により会員資格を喪失したときは、予備代議員の資格を失う。
  - 9 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
    - (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
    - (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
    - (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
    - (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
    - (5) 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
    - (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
    - (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
    - (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権

利（合併契約等の閲覧等）

10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

#### 第 4 章 社員総会

（種別）

第 1 5 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

（構成）

第 1 6 条 社員総会は、社員をもって構成する。

（権能）

第 1 7 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- （1）正会員の除名
- （2）役員を選任及び解任
- （3）役員報酬の決定
- （4）定款の変更
- （5）合併、事業の全部又は一部の譲渡
- （6）解散、公益目的財産残額の贈与及び残余財産の処分
- （7）入会の基準並びに会費及び入会金の額
- （8）各事業年度の事業報告書及び計算書類等の承認
- （9）長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け
- （10）理事会において社員総会に付議した事項
- （11）前各号に定めるもののほか、法令またはこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 1 9 条 3 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することが出来ない。

（開催）

第 1 8 条 定時社員総会は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に毎年 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- （2）総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から理事に対し会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

（招集）

第 1 9 条 社員総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

4 正会員は、社員総会に出席し議長の了承を得て意見を述べる事が出来る。ただし、議決に参加することはできない。

(議長)

第20条 社員総会の議長及び副議長は、社員総会において、出席社員の中から選出する。

2 議長及び副議長の任期は2年とする。

(定足数)

第21条 社員総会は、総社員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第22条 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数を持って決する。

2 社員総会に置ける議決権は、社員1名につき1個とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数を持って決する。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第23条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名、押印しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員)

第25条 この法人に次の役員を置く。

理事 30人以上35人以内。

監事 2人。

2 理事のうち、5人を代表理事とする。

3 理事のうち20人以内を一般社団・財団法人法の第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

（選任等）

第26条 理事及び監事は、社員総会において選任する。ただし、理事のうち3人以内は、この法人の正会員以外から選任するものとし、理事会がその候補者を推薦することができる。

2 代表理事は、理事会の決議により選定するものとし、そのうち1人を会長、4人を副会長と定める。なお、この場合において理事会は、社員総会においてこれを討議したうえで、その決議の結果を参考にすることができる。

3 前条第3項に定める業務執行理事は、理事会の決議により選定するものとする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他これに準ずる特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

7 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

（職務）

第27条 理事は、理事会を構成し、定款及び法令に基づき、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

4 業務執行理事は会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、業務執行理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

（1）監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する

（2）監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

（3）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

（役員任期）

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員に対し、その職務を行うための費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第30条 この法人に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び顧問に関し必要な事項は社員総会において別に定める。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を実施する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (5) その他法令及びその定款に定める事項

2 理事会は、次に挙げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に任せることが出来ない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該事案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が、記名、押印しなければならない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(執行役員会)

第39条 この法人に執行役員会を置く

2 執行役員会は、会長、副会長と業務執行理事をもって構成する

3 執行役員会は、理事会から委任された事項を審議する

4 執行役員会は、会長が招集する

5 執行役員会については第34条から第38条の規定を準用する

## 第7章 委員会

(委員会)

第40条 この法人に、委員会を置くことができる

2 前項の委員会の委員の選任及び解任は理事会の決議による

3 委員会は理事会から諮問された事項について審議する

4 委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める

## 第8章 財産及び会計

(基本財産)

第41条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

(1) 基本財産は、適切な維持及び管理に努めるものとする

(2) やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、社

員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき行わなければならない

(財産の管理)

第42条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査をうけた上で、理事会の承認を受け、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 本会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公示するものとする。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計原則等)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別の定める会計処理規則によるものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の一部又は全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止を決定することができる。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条に規定する事由によるほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取り消しなどに伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人の清算のときに有する残余財産は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人、国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 主たる事務所には、法令に定めるところにより、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び代議員の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報

に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この定款（一部改正）は、平成29年6月10日から施行する。
- 3 この定款（一部改正）は、令和4年12月25日から施行する。
- 4 この定款（一部改正）は、令和5年6月10日から施行する。
- 5 この定款（一部改正）は、令和6年6月8日から施行する。